

令和7年12月

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」 Q A集

警察庁交通局交通企画課

目 次

1 趣旨・目的について

問1 公表された事業者には、交通安全教育を希望する者からの依頼を全て受理しなければならない義務が生じるか。 p. 1

問2 都道府県警察において、公表した事業者と一体となった交通安全教育等の活動を求められるか。 p. 1

問3 公表事業者による交通安全教室等の実施を希望する者から、都道府県警察に對して連絡がなされた場合、交通安全教室等の受付や仲介をする必要があるか。 p. 1

2 公表の対象・基準について

問4 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱（以下「運用要綱」という。）3の「自転車の交通安全教室等を業として行う者」とは、どのような事業者を指しているか。 p. 2

問5 交通安全教育を外部委託して実施している事業者は、公表の対象に当たるか。 p. 2

問6 交通安全教室等について、事業者の所在地等一定の場所でしか開催していない場合は、公表の対象となるか。 p. 2

問7 これまで自転車の交通安全教育の実績がない事業者が、今後の交通安全教育の実施を予定している場合に、同事業者は公表の対象となるか。 p. 3

問8 運用要綱3(1)の「主催する自転車の交通安全教室等」とは、教育の対象、人数、方法等について規定しているか。 p. 3

問9 運用要綱3(1)の「教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること」は、実技中心の内容で、専ら「技能」の習得を目的とした交通安全教育は、公表基準に適合しないのか。 p. 3

問10 事業者が実施する交通安全教育の内容に、「技能」に関する内容が全くない又はほとんどなく、専ら「知識（交通ルール）」を内容としているものは、公表基準に適合しているといえるか。 p. 4

問11 運用要綱3(2)の「「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものになっていること」とは、ガイドラインで示す「技能」、「知識」、「行動・態度」を網羅していることを指しているか。また、公表基準の全てに適合していない事業者は公表の対象とならないのか。 p. 4

問12 運用要綱3(3)の「年に4回以上」の交通安全教室等の実施回数を満たさない場合は、公表基準に適合しないとして、公表の対象にならないのか。 p. 4

- 問13 運用要綱3(4)の「自転車の交通安全教育の実地経験を有する者」の実地経験とはどのような内容を指しているか。 p. 5
- 問14 実地経験者の配置人数に関して、基準はあるか。 p. 5
- 問15 運用要綱3(4)の「教育内容に応じて必要な体制を備えている」とは、具体的には何を確認すれば良いのか。 p. 5
- 問16 運用要綱3(4)の「主催する自転車の交通安全教室等の実施に当たり、責任者（18歳以上の者に限る。）及び自転車の交通安全教育の実地経験を有する者を配置」していることは、どのように確認をすれば良いか。責任者や実地経験を有する者の氏名等を把握し、必要であれば名簿の提出を求める想定しているか。 p. 6
- 問17 公表基準に、交通安全教室等への最低参加人数を設けるべきではないか。 p. 6
- 問18 ホームページにおける公表項目について、交通安全教室等が有償であるか、無償であるか等の運用要綱で列挙された事項以外の項目を掲載することは可能か。 p. 6

3 公表等手続について

- 問19 全国に支社や支部等を有する事業者において、支社等が職員を派遣して交通安全教育を実施している場合には、それぞれの支社ごとに、所在地を管轄する都道府県警察に公表の申出をするのか。 p. 7
- 問20 運用要綱4(1)の「公表基準に適合することを確認することができる書類」とはどのような書類を指しているか。 p. 7
- 問21 運用要綱3(6)の「代表者若しくは役員又は個別の自転車の交通安全教室等の実施に携わる者」が欠格事由に該当しないことを確認するために、診断書の提出を求めたり、各種照会を実施する必要があるか。 p. 7
- 問22 運用要綱4(2)の「管轄の都道府県警察と連携」とは、具体的にどのような内容を指しているか。 p. 8
- 問23 公表の有効期限について、規定はあるか。 p. 8

4 年次報告について

- 問24 事業者に対して、年次報告を求めている理由は何か。 p. 9
- 問25 年次報告の時期は、全ての公表事業所で同一時期での報告とするのか、若しくは各公表事業所で異なった報告時期とするのか。 p. 9
- 問26 年次報告の提出がない事業者に対して、警察側から報告するように要求する必要があるか。 p. 9

5 公表の取りやめについて

問27 事業者が、警察が決定した公表の取りやめについて納得しない場合、不同意 p. 10 のまま公表を取りやめることが可能か。

問28 運用要綱 6 (1)ア(イ)で示す基準に適合しなくなったことが認められた場合、 p. 10 直ちに公表を取りやめるべきか。

6 その他

問29 公表する事業者に対して、認定証や認定番号等、警察で交通安全教育実施事業者として公表していることを証明するものを発行する予定はあるか。 p. 11

問30 事業者と都道府県警察の間で、申出書類や通知書、年次報告等の書類の受渡しをする必要があるが、その方法に定めはあるか。 p. 11

1 趣旨・目的について

問1 公表された事業者には、交通安全教育を希望する者からの依頼を全て受理しなければならない義務が生じるか。

(答) そのような義務を負わせるものではありません。

個別の依頼に応じて、公表を受けた事業者が交通安全教育を実施するか否かを選択することとなります。

問2 都道府県警察において、公表した事業者と一体となった交通安全教育等の活動を求められるか。

(答) 本制度における都道府県警察の立場は、事業者の公表の可否を判断するにとどまり、事業者と一体となった活動を求めるものではありません。

一方、事業者から警察と協力をした交通安全教育の実施依頼がなされた場合、都道府県警察の判断で必要な連携を行うこと自体を妨げるものではありません。

問3 公表事業者による交通安全教室等の実施を希望する者から、都道府県警察に対して連絡がなされた場合、交通安全教室等の受付や仲介をする必要があるか。

(答) 本制度の運用に当たっては、公表事業者による交通安全教室等の実施を希望する者が、直接当該事業者に連絡することを想定していることから、都道府県警察において受付や仲介をする必要はなく、事業者に直接連絡を行うように教示していただいて構いません。

本制度は、交通安全教育の需要と供給をマッチングすることが趣旨であることから、交通安全教室等の実施を希望する者が、その需要に応じて適当と思われる事業者を選択する必要があります。

2 公表の対象・基準について

問4 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱（以下「運用要綱」という。）3の「自転車の交通安全教室等を業として行う者」とは、どのような事業者を指しているか。

(答) 自転車の交通安全教育を反復・継続して行っている事業者で、自転車の交通安全教室を開催している自動車教習所や自転車製造・販売事業者のほか、企業のCSR活動（社会貢献）の一環として交通安全教育に取り組む企業等が挙げられます。事業者には、個人事業主のほか、株式会社、一般法人、一般財団法人、協同組合、公益法人等を含みますが、地方公共団体等、公の団体は、本制度の対象となりません。

問5 交通安全教育を外部委託して実施している事業者は、公表の対象に当たるか。

(答) 本制度にいう交通安全教育実施事業者は、交通安全教室等を業として行う事業者を指していることから、交通安全教室等の運営事務を外部委託している場合でも、当該交通安全教室の実施運営に関して主催者として責任を有する限りにおいては、委託元が自転車の交通安全教育実施事業者として公表の対象となります。

問6 交通安全教室等について、事業者の所在地等一定の場所でしか開催していない場合は、公表の対象となるか。

(答) 本制度では交通安全教室等の開催場所について規定していないことから、一定の場所でしか交通安全教室等を開催していない事業者であっても、公表基準に適合していれば公表の対象となります。

問7 これまで自転車の交通安全教育の実績がない事業者が、今後の交通安全教育の実施を予定している場合に、同事業者は公表の対象となるか。

(答) 交通安全教育の実効性や質の担保を目的として、交通安全教育の実施回数や実地経験者の配置等を公表の基準としていることから、これまでに実績のない事業者の事前公表は想定していません。

よって、今後、交通安全教育について公表を希望する事業者については、公表基準に適合していることを疎明できる程度に活動した後に申出をするよう依頼することとなります。

問8 運用要綱3(1)の「主催する自転車の交通安全教室等」とは、教育の対象、人数、方法等について規定しているか。

(答) 原則、教育の対象は問いませんが、対外的に交通安全教育を行っている事業者が公表の対象であり、例えば当該事業者の職員のみを対象とした交通安全研修等を行っている場合は、本制度上の「交通安全教室等」には該当しません。

また、交通安全教室等の人数に制約はなく、WEBによる非対面での交通安全教室であっても、公表基準に適合する場合には、公表の対象となります。

問9 運用要綱3(1)の「教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること」は、実技中心の内容で、専ら「技能」の習得を目的とした交通安全教育は、公表基準に適合しないのか。

(答) 専ら「技能」の習得を目的・内容とする交通安全教育は含まれません。

一方で、実技指導が中心の内容であるものの、ガイドラインで示す「知識（交通ルール）」についての教育内容が含まれていれば、「交通法規が含まれること」として取扱います。

なお、1回の安全教育の中で「知識（交通ルール）」を網羅する必要はありません。

問10 事業者が実施する交通安全教育の内容に、「技能」に関する内容が全くない又はほとんどなく、専ら「知識（交通ルール）」を内容としているものは、公表基準に適合しているといえるか。

(答) 「技能」に関する内容がない場合でも、「知識（交通ルール）」に関する内容が含まれている場合には、公表基準に適合する場合があります。

問11 運用要綱3(2)の「「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものになっていること」とは、ガイドラインで示す「技能」、「知識」、「行動・態度」を網羅していることを指しているか。また、公表基準の全てに適合していない事業者は公表の対象とならないのか。

(答) 本制度は自転車の交通安全教育の需要と供給のマッチングを促進することが目的であるところ、「「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものになっていること」については、事業者が主催する交通安全教室等の教育内容及び教育方法が、「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものであることが基準であり、本基準については、ガイドラインに記載の教育内容を網羅していることを求めるものではありません。

問12 運用要綱3(3)の「年に4回以上」の交通安全教室等の実施回数を満たさない場合は、公表基準に適合しないとして、公表の対象にならないのか。

(答) 実施回数の規定は、交通安全教育の実績がないにも関わらず、自社の宣伝等を目的として公表を受けようとする事業者を排除することにより、交通安全教育の質を担保するために設けた「原則」となります。

よって、申請のあった都道府県で実施されている他の事業者による交通安全教室と比べて、実施の規模が大きく、かつガイドラインに掲載するライフステージ別の重点項目を網羅的に盛り込んでいるなど、大規模で質の高い交通安全教育を開催している場合等には、実施回数が年4回に満たない場合でも公表の対象となり得ます。

問13 運用要綱3(4)の「自転車の交通安全教育の実地経験を有する者」の実地経験とはどのような内容を指しているか。

(答) 自転車の交通安全教室において、現場の指導者として最低限1回は携わった経験がある者を想定しています。

例えば、主催する自転車教室に同行し、アシスタント等を行わずに、単に会場設営を行うだけの者、事業所の従業員に対して交通安全教育をしている安全運転管理者等は、本制度における自転車の交通安全教育の実地経験を有する者には該当しません。

問14 実地経験者の配置人数に関して、基準はあるか。

(答) 実地経験者の配置人数については、原則として1名以上の配置を必要としています。一方で、実施する交通安全教室の規模、内容に応じて複数名の配置が必要な場合には、適宜実地経験者の配置人数を増やすか教育内容の見直しを要請すべきであると考えます。

問15 運用要綱3(4)の「教育内容に応じて必要な体制を備えている」とは、具体的には何を確認すれば良いのか。

(答) 実施される(している)交通安全教室等の実施場所、教育内容、教育方法等に鑑み、安全管理や教育効果の観点から、過度に少ない人員で当該教室等が行われていないかを確認することとします。

実施場所、教育内容、教育方法等により、「必要な体制」は異なるため、具体的な基準はありませんが、例えば、相当の広さのある場所において、グループに分かれて技能の教育をする場合に、実技指導のセクションごとに必要な人員を配置するなど、交通安全教育の実施について適当と判断される体制を想定しています。

問16 運用要綱3(4)の「主催する自転車の交通安全教室等の実施に当たり、責任者(18歳以上の者に限る。)及び自転車の交通安全教育の実地経験を有する者を配置」していることは、どのように確認をすれば良いか。責任者や実地経験を有する者の氏名等を把握し、必要であれば名簿の提出を求める想定しているか。

(答) 交通安全教室ごとに責任者が異なる場合も想定されることから、名簿の提出まで求めるものではありませんが、基準への適合性の判断のため、過去に実施した交通安全教室に関して、責任者と実地経験者の氏名、年齢を含めた実施体制を報告させることにより確認をすることを想定しています。

また、年次報告においても個別の交通安全教室の責任者等を報告させることで、責任者や実地経験者が配置されていることを確認することとなります。

問17 公表基準に、交通安全教室等への最低参加人数を設けるべきではないか。

(答) 交通安全教室等の参加人数をどのように評価するかは、都道府県ごとに異なると考えており、全国一律の基準を設けることは事業者の運用を制限してしまう可能性があることから、最低参加人数については、公表基準に規定していません。

なお、都道府県警察ごとに運用細目を定めることができますので、運用要綱の趣旨に反しない範囲で、必要に応じて最低参加人数を設ける等の制限について規定することを妨げるものではありません。

問18 ホームページにおける公表項目について、交通安全教室等が有償であるか、無償であるか等の運用要綱で列挙された事項以外の項目を掲載することは可能か。

(答) 運用要綱の趣旨に反しない範囲において、都道府県警察の判断で、公表項目に必要と考えられる事項を追加することは問題ありません。ただし、運用要綱で列挙する事項は、ホームページにおける公表項目として掲載することを原則とします。

3 公表等手続について

問19 全国に支社や支部等を有する事業者において、支社等が職員を派遣して交通安全教育を実施している場合には、それぞれの支社ごとに、所在地を管轄する都道府県警察に公表の申出をするのか。

(答) 本制度の申出は「事業者」単位となることから、原則、支社や支部等の「事業所」ではなく、本社や本部等が、その所在地を管轄する都道府県警察に対して公表の申出をすることとなります。

ただし、事業所ごとの公表を希望する場合において、事業所がその所在地を管轄する都道府県警察に対して、公表の申出をすることを妨げるものではありません。

問20 運用要綱4(1)の「公表基準に適合することを確認することができる書類」とはどのような書類を指しているか。

(答) 要綱に例示した「指導マニュアル、教育カリキュラム、配布教材等」のほか、写真や図面など、都道府県警察において公表基準の適合性を確認するために必要と認められる書類や資料全般を指しています。

問21 運用要綱3(6)の「代表者若しくは役員又は個別の自転車の交通安全教室等の実施に携わる者」が欠格事由に該当しないことを確認するために、診断書の提出を求めたり、各種照会を実施する必要があるか。

(答) 公表申出をする際に、誓約書を提出させることにより、交通安全教育に携わる関係者が要綱に定められた欠格事由に該当しないことを確認します。

診断書等のバックデータの提出や各種照会・調査の実施については要しませんが、都道府県警察において、公表基準の適合性を確認するため、必要書類の提出等を求めることがないものではありません。

問22 運用要綱4(2)の「管轄の都道府県警察と連携」とは、具体的にどのような内容を指しているか。

(答) 他の都道府県で開催されている交通安全教育の実施状況や公表基準の適合性について確認すべき事項がある場合において、当該都道府県警察の担当者に必要な情報提供を求めること等を指しています。

事業者が活動エリアごとの都道府県警察での公表を受けようとしている場合、主担当警察が公表基準の適合性を判断することとなります。公表基準の適合性に疑義が生じると認められる際は、当該都道府県警察と協議することを想定しています。

問23 公表の有効期限について、規定はあるか。

(答) 有効期限に係る規定はありません。

公表事業者が提出する年次報告により、公表基準への適合性を継続的に確認することができる場合には、公表の取りやめ事由に該当しない限り、継続的に公表することになります。

4 年次報告について

問24 事業者に対して、年次報告を求めている理由は何か。

(答) 年次報告は、事業者の交通安全教育が公表基準に適合するかを確認し、公表を継続するか否かについて判断するため、事業者に報告を求めるものとなります。

なお、都道府県警察において取りまとめた年次報告については、警察庁に報告する必要はありません。

問25 年次報告の時期は、全ての公表事業所で同一時期での報告とするのか、若しくは各公表事業所で異なった報告時期とするのか。

(答) 年次報告は、前年度の4月から3月までの1年間の実施事業を報告するものであることから、全ての公表事業所で同一の時期に報告を求めるとしており、年度初めに速やかな報告を求めることを原則とします。

問26 年次報告の提出がない事業者に対して、警察側から報告するように要求する必要があるか。

(答) 年次報告は、公表基準の適合性や公表継続の可否を判断する資料として提出を求めるものであることから、年次報告の提出がない場合には、都道府県警察において事業者に連絡し、年次報告の提出を促していただく必要があります。

5 公表の取りやめについて

問27 事業者が、警察が決定した公表の取りやめについて納得しない場合、不同意のまま公表を取りやめることが可能か。

(答) 申出時に提出を受ける誓約書で、「都道府県警察が公表の取りやめを行う場合があることに同意する」旨の項目があり、警察側の決定権について担保しています。また、本制度は法令に基づき行われるものでないことから、公表の取りやめも法令に基づく処分には該当せず、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分にも該当しません。

問28 運用要綱6(1)ア(イ)で示す基準に適合しなくなったことが認められた場合、直ちに公表を取りやめるべきか。

(答) 公表基準に適合しないと認められた場合でも、これまでの交通安全教育の実施状況等について個別に判断していただき、公表基準に適合しなかった事由の解消に向けて一定の猶予を与えることについて妨げるものではありません。

6 その他

問29 公表する事業者に対して、認定証や認定番号等、警察で交通安全教育実施事業者として公表していることを証明するものを発行する予定はあるか。

(答) 本制度については、警察庁において、認定証等の発行をする予定はありません。公表基準に適合する事業者を周知し、交通安全教育の需要と供給のマッチングを図る制度であり、警察が認定するものではありません。

問30 事業者と都道府県警察の間で、申出書類や通知書、年次報告等の書類の受渡しをする必要があるが、その方法に定めはあるか。

(答) 統一した規定を定める予定はないことから、都道府県警察ごとに、郵送や電子メール等の受渡し方法を定めてください。
なお、本手続は行政手続そのものではありませんが、行政手続オンライン化の運用開始等昨今の情勢を鑑み、可能な限り電子メール等のオンラインによる方法を設定していただくようにお願いいたします。